

兵庫県警察官の巡査長に関する規程

〔昭和42年7月31日〕
〔本部訓令第22号〕

（概要）

この規程は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）に基づき、兵庫県警察の巡査長の設置等について必要な事項を定めたものである。